

2019年度改訂版

司法書士国民年金で 確かな未来を



司法書士国民年金基金

東京都新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館4階 〒160-0003

tel:03(3341)2561/fax:03(3341)4130

E-mail:nenkin@sknkikin.or.jp

<http://shihoshoshi-nenkin.tsknet.or.jp/>

自助努力は、次の世代のためにも…

2005年、司法書士国民年金基金は広報の一環で次のような記事を掲載しました。

―― 少子化が10年、20年後の日本社会に与える影響は、深刻です。2007年と言われてきた「日本の人口減少」が2年早く始まりそうです。長寿・高齢者は増加していくのに、出生数がどんどん低下しているからです。順送りでも現役世代が高齢者を支える相互扶助・世代間扶養の社会保障制度が危機に瀕している、と叫ばれながら数年がたちました。しかし実際の市民感覚ではまだ、その実感はあまりないようです。現実に“痛みを分かち合う”状況には至っていないから、また、戦後半世紀にわたり右肩上がりの経済成長を担ってきた人たちの意識に、「これまでのように何とかする」という楽観があるからかも知れません。

10年、20年後のありさまを想像すると、社会を背負って立つ若い活力が大きく削がれた深刻な日本のイメージが浮かびます。老人が増え若者が少ないという近未来の世代構成の歪みは、今なんらかの手を打っても根本的には解消できません。たった今生まれた赤ちゃんが一人前の大人に成長するまでには20年、30年の時間が必要です。それでも今すぐ、未来の日本社会を見据えた本物の改革、子どもを産み育てる幸せが感じられる社会づくり、国民を幸福にする社会づくりを始めなければ、日本社会の将来は一層暗澹たるものになってしまうかも知れません。(2005.10)――

残念なことこの不安は解消されませんでした。それが今、政治レベルにおいて「国難」と呼ばれるような事態に至りました。社会保障の分野でもこれまでは増え続ける高齢者への対応に重点が置かれ、少子化や人口減少はさほど深刻な話題にはなっていませんでした。若者世代の苦境には関心が低かったように思えます。若者人口の減少で近い将来には労働力人口が激減し、現在の日本のさまざまな仕組みは維持できなくなります。そのときになって気づいても、労働環境や育児環境の改善も含め晩婚化や非婚化の対策を直ちに始めても、ぼっかりと空いてしまった活力ある世代のブランクは埋めることができません。

都市近郊のベッドタウンで高齢者・高齢者予備群の夫婦、あるいは独居の家が増えていると、広報でお伝えしたことがあります。その後気づいたのですが、かなりの割合がその高齢者の方が購入、あるいは新築した家らしいのです。1960年代以前の狭小な建売ではなく、モダンな建物。それが今、ひとつ、またひとつと、無人になっていきます。一世代で役目を終えてしまうマイホーム……やりきれない思いが募ります。

核家族などは遙か過去の言葉。家族の解体、若者の晩婚化や非婚化など、少子化の一因と思えるさまざまな現象が進行します。それは社会の仕組みのせいもあるのですが、世相や風潮がかなり大きく影響しているようにも思えます。様々な政策も、旧来の思想や手法の繰り返しでよいのでしょうか。国も私たち国民も、もっと根本から、家族とは、夫婦とは、親子とは、人生とは、世間とは、社会とは、国とは……と問い直さなければならぬ時期に至っているのではないのでしょうか。

それでも、ようやく国政が人口減少対策に本格的に着手したことは、前進であると期待します。日本はこれまでもいくつもの苦難を乗り越えてきました。叡智と努力を集めれば何らかの解決策が見えてくるだろうと信じます。しかし、人口減少対策に本腰を入れれば、年金、医療、介護その他多くの分野で、高齢者への対応は相対的に低くなっていくであろうことが想像できます。

「自助努力」とはまず自分と家族を守り、それは個人の行動であっても社会の負荷をわずかでも軽減することに繋がることを、これまでも繰り返しお伝えしてきました。自分たちの老後のため、次の世代が安心して生きられるために、国民年金基金のシステムを活用していただきたいと願います。



司法書士年金の沿革

- 1991.4 年金法改正により国民年金基金制度が誕生。5月に47地域型基金がスタート。
- 1991.7 日本司法書士会連合会定時総会の決議に基づき、司法書士の福利厚生制度の充実を図ることを目的に、司法書士国民年金基金設立総会を開催。
- 1991.8 10番目の職域型基金として「司法書士国民年金基金」設立。加入員は3000名。
- 1995.7 加入員が4000名を超える。
- 1998.4 年金資金の運用を自主運用から共同運用へ移行。
- 2003.3 加入員が、設立時の最初の目標であった5000名を超える。
- 2019.3 加入員 約7450名。

掛金月額表・年金額表の見方

I 掛金月額表 (前頁の表)

1. 加入必須条件の1口目……65歳以降生涯受給できる終身年金です。80歳までの15年間の保証付きA型、保証はないが掛金が低額なB型のどちらか一方を選んでいただきます。※保証付きのA型をおすすめします。
★保証付き(遺族一時金)……万一80歳以前に亡くなられた場合には、80歳までに受給できるはずだった年金額に見合った額が、遺族一時金として支給されます。
2. 加入時年齢……40歳の誕生月の加入なら「39歳1月~40歳0月」、その翌月なら「40歳1月~41歳0月」の欄を適用します。ただし、月の初日(1日)生まれの方が誕生月に加入する場合、前月が0月になりますのでご注意ください。
3. 掛金の男女差……平成12年3月までは男女同額の掛金でしたが、女性の平均余命の伸びが著しく、終身年金の受給額に相当の男女較差が生じるようになったため、アンバランスを調整したものです。
4. 受給年金額の区分……1口目の年金月額が2万円が基本になっていますが、35歳1月、45歳1月で区分され、年金月額が1.5万円、1万円と逡減されています。しかし掛金も低額になっており、1口だけの加入もしやすく、また2口目以降の組み合わせの自由度も損なわれないような設定になっています。
5. 2口目以降の組み合わせ……3頁「加入の手続き1」に記した条件内で自由に組み合わせられます。
★確定年金(I~V型)……受給期間(受給額)があらかじめ確定しているタイプです。万一受給期間中に亡くなられた場合には、残りの受給額に見合った額が、遺族一時金として支給されます。
6. 受給開始前の遺族一時金……遺族一時金が付いているタイプ(終身A型とI~V型)は、受給開始前に亡くなられても、掛金払込期間や据置期間の長さに応じた遺族一時金が支給されます。終身B型のみ加入の場合は1万円の遺族一時金が支給されます。

II 加入額表 (下記の表)

年金額(基本額)は、0月(誕生月)に加入の場合の額です。それ以外の月に加入の場合は、次の0月加入より数ヵ月多く掛金を納めることとなります。この分を年金に反映させるために、加入月に応じた加算額が計算されます。したがって、0月(誕生月)の加入の場合は、加算額がありません。

【計算例】

34歳5月で加入すると、次の誕生月(35歳0月)までの7ヵ月間が加算額の対象となります。

下記の単位加算額1口目960円×7ヵ月=6,720円が加算されます。

年金額(年額) 基本額 240,000円 + 加算額 6,720円 = 246,720円

2口目以降も同じですが、加入口数に比例しますので、単位加算額 2口目 480円 × 7ヵ月 × 口数が加算されます。

◎加算額表(加入時年齢によって基本額に加算される年金月額) ★男女すべての型に共通

(単位:円)

加入時年齢	単位加算額		加入時年齢	単位加算額				
	1口目	2口目(1口あたり)		1口目	2口目(1口あたり)			
20歳1月 ~ 20歳11月	基本額 24 万円	676	338	35歳1月 ~ 35歳11月	基本額 18 万円	744	248	
21歳1月 ~ 21歳11月		688	344	36歳1月 ~ 36歳11月		771	257	
22歳1月 ~ 22歳11月		704	352	37歳1月 ~ 37歳11月		801	267	
23歳1月 ~ 23歳11月		720	360	38歳1月 ~ 38歳11月		834	278	
24歳1月 ~ 24歳11月		736	368	39歳1月 ~ 39歳11月		867	289	
25歳1月 ~ 25歳11月		752	376	40歳1月 ~ 40歳11月		906	302	
26歳1月 ~ 26歳11月		768	384	41歳1月 ~ 41歳11月		951	317	
27歳1月 ~ 27歳11月		788	394	42歳1月 ~ 42歳11月		999	333	
28歳1月 ~ 28歳11月		808	404	43歳1月 ~ 43歳11月		1,056	352	
29歳1月 ~ 29歳11月		828	414	44歳1月 ~ 44歳11月		1,116	372	
30歳1月 ~ 30歳11月		848	424	45歳1月 ~ 45歳11月		基本額 12 万円	792	396
31歳1月 ~ 31歳11月		872	436	46歳1月 ~ 46歳11月			848	424
32歳1月 ~ 32歳11月		900	450	47歳1月 ~ 47歳11月			910	455
33歳1月 ~ 33歳11月		928	464	48歳1月 ~ 48歳11月			986	493
34歳1月 ~ 34歳11月		960	480	49歳1月 ~ 49歳11月			1,076	538

司法書士年金の加入から受給まで

司法書士年金の給付額

加入時年齢	1口目	2口目以降
20歳0月～35歳0月	2万円	1口1万円
35歳1月～45歳0月	1.5万円	1口5千円
45歳1月～50歳0月	1万円	1口5千円
50歳1月以上	加入月数に応じる	加入月数に応じる
誕生月の加入を除きそれぞれ加算額をプラス		

1口目の年金月額が2万円、2口目以降は1口1万円の年金を基本にしていますが、加入時年齢によって左の表のように区分し、年金月額が設定されています。

これは、同じ給付額では加入時年齢が高いほど掛金も高額になり、加入しにくくなること、また決められた掛金月額の限度内で自由な組み合わせもしにくくなることを防ぐためです。

掛金の払い込みは満60歳までですから、相対的に高額な掛金を短期間支払うか、低額を長期間支払うかの違いです。

もちろん、若いうちの加入は積立期間（運用される期間）も長期になるわけですから、早ければ早いほどメリットは大きいと言えます。

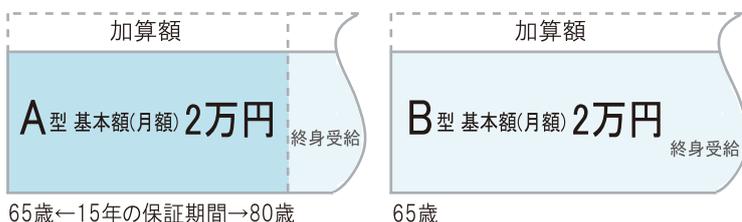
1口目は加入の必須条件です。

1口目は、A型・B型の「終身年金」のどちらかを選択します。

※保証付きのA型をおすすめします。

（年金月額は35歳0月までの加入を例示しています）

1口目 … 終身年金



2口目以降が設計できます。

2口目以降は、A型・B型の「終身年金」、I～V型の「確定年金」を組み合わせることができます。

★組み合わせには、

①年金額(1口目も含む)の半分以上はA型・B型の「終身年金」で設計する。

②掛金の合計が月額68,000円を超えない。

……が条件となります。

（年金月額は35歳0月までの加入を例示しています）

増口、減口ができます。

2口目以降は、ご自分のそのときの状況に合わせて増口、減口ができます。

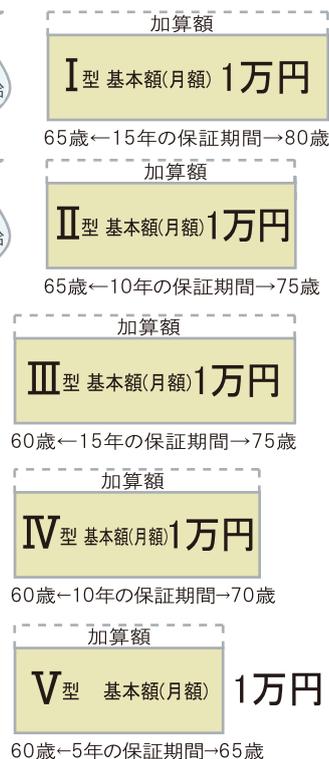
増口、減口はいつでも、何度でもお申し出いただけます。

（前ページ「加入中の手続き」4.増減口の項をご参照ください）

2口目以降 … 終身年金



2口目以降 … 確定年金



※確定型は受給期間（受給額）が予め確定しています。

◎司法書士年金掛金月額表

(2019.04.01 以降/単位:円)

加入時年齢	1口目					2口目									
	年金月額	A型		B型		年金月額	A型		B型		I型	II型	III型	IV型	V型
		男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性	男女共通				
20歳0月	基本額 2万円 + 加入時年齢に 応じて加算額	7,110	8,280	6,370	7,940	基本額 1万円 + 加入時年齢に 応じて加算額	3,555	4,140	3,185	3,970	2,515	1,735	2,705	1,870	970
20歳1月～21歳0月		7,350	8,570	6,590	8,210		3,675	4,285	3,295	4,105	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
21歳1月～22歳0月		7,610	8,860	6,820	8,500		3,805	4,430	3,410	4,250	2,690	1,860	2,900	2,005	1,040
22歳1月～23歳0月		7,880	9,180	7,060	8,810		3,940	4,590	3,530	4,405	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
23歳1月～24歳0月		8,170	9,510	7,320	9,130		4,085	4,755	3,660	4,565	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
24歳1月～25歳0月		8,470	9,860	7,600	9,470		4,235	4,930	3,800	4,735	2,990	2,070	3,225	2,230	1,155
25歳1月～26歳0月		8,790	10,240	7,890	9,830		4,395	5,120	3,945	4,915	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
26歳1月～27歳0月		9,130	10,630	8,200	10,210		4,565	5,315	4,100	5,105	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
27歳1月～28歳0月		9,500	11,060	8,520	10,610		4,750	5,530	4,260	5,305	3,355	2,315	3,610	2,495	1,295
28歳1月～29歳0月		9,880	11,510	8,880	11,050		4,940	5,755	4,440	5,525	3,490	2,410	3,755	2,600	1,345
29歳1月～30歳0月		10,300	11,990	9,250	11,510		5,150	5,995	4,625	5,755	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
30歳1月～31歳0月		10,740	12,500	9,650	12,010		5,370	6,250	4,825	6,005	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465
31歳1月～32歳0月		11,210	13,050	10,080	12,540		5,605	6,525	5,040	6,270	3,955	2,735	4,265	2,945	1,530
32歳1月～33歳0月		11,720	13,640	10,540	13,110		5,860	6,820	5,270	6,555	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595
33歳1月～34歳0月		12,270	14,280	11,040	13,730		6,135	7,140	5,520	6,865	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670
34歳1月～35歳0月		12,870	14,980	11,580	14,400		6,435	7,490	5,790	7,200	4,540	3,135	4,885	3,380	1,750
35歳1月～36歳0月	基本額 1.5万円 + 加入時年齢に 応じて加算額	10,140	11,790	9,135	11,340	基本額 5千円 + 加入時年齢に 応じて加算額	3,380	3,930	3,045	3,780	2,380	1,645	2,565	1,775	920
36歳1月～37歳0月		10,665	12,405	9,615	11,940		3,555	4,135	3,205	3,980	2,505	1,730	2,695	1,865	965
37歳1月～38歳0月		11,235	13,080	10,125	12,585		3,745	4,360	3,375	4,195	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020
38歳1月～39歳0月		11,865	13,815	10,710	13,290		3,955	4,605	3,570	4,430	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
39歳1月～40歳0月		12,555	14,610	11,340	14,070		4,185	4,870	3,780	4,690	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
40歳1月～41歳0月		13,335	15,510	12,045	14,925		4,445	5,170	4,015	4,975	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210
41歳1月～42歳0月		14,175	16,500	12,825	15,885		4,725	5,500	4,275	5,295	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285
42歳1月～43歳0月		15,135	17,610	13,695	16,965		5,045	5,870	4,565	5,655	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370
43歳1月～44歳0月		16,215	18,855	14,670	18,180		5,405	6,285	4,890	6,060	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470
44歳1月～45歳0月		17,430	20,280	15,795	19,545		5,810	6,760	5,265	6,515	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580
45歳1月～46歳0月	基本額 1万円 + 加入時年齢に 応じて加算額	12,550	14,600	11,380	14,080	6,275	7,300	5,690	7,040	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705	
46歳1月～47歳0月		13,630	15,850	12,360	15,290	6,815	7,925	6,180	7,645	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850	
47歳1月～48歳0月		14,880	17,310	13,510	16,700	7,440	8,655	6,755	8,350	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020	
48歳1月～49歳0月		16,370	19,030	14,870	18,370	8,185	9,515	7,435	9,185	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220	
49歳1月～50歳0月		18,150	21,100	16,510	20,380	9,075	10,550	8,255	10,190	6,375	4,405	6,865	4,745	2,460	
50歳1月以上	加入月数 に応じる	18,150	21,100	16,510	20,380	加入月数 に応じる	9,075	10,550	8,255	10,190	6,375	4,405	6,865	ご加入できません。	

◎50歳以上でご加入した場合の年金額表 ★月額/男女すべての型に共通

50歳1月以降のご加入……加入から60歳の掛金支払終了まで120カ月以下であるため、年金額は加入月数に応じた金額となります。下記の表は、お誕生月に加入した場合の年金額を計算する際の基礎となるものから、ご参考として作成しておりますので、実際とは若干異なる場合があります。また、それ以外の月にご加入の場合にも金額は異なります。詳細につきましては、基金にご連絡ください。

(単位:円)

加入時年齢		1口目	2口目以降	加入時年齢		1口目	2口目以降
50歳	0月	10,000	5,000	55歳	0月	4,813	2,406
51歳	0月	8,931	4,465	56歳	0月	3,821	1,910
52歳	0月	7,878	3,939	57歳	0月	2,845	1,422
53歳	0月	6,841	3,420	58歳	0月	1,883	941
54歳	0月	5,820	2,910	59歳	0月	935	467

司法書士国民年金基金への加入～受給までの手続き

加入員となる資格

1. 司法書士業務の従事者（司法書士・補助者・事務職・配偶者）で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者であること
2. 国民年金の保険料が免除されていないこと（一部免除、学生の納付猶予の特例、若年者納付猶予の特定を含む）
※法定免除の方（障害基礎年金を受給されている方等）で、引き続き国民年金保険料を納付されている場合は加入できます。
3. 農業者年金基金の加入者でないこと
4. 司法書士国民年金基金以外の国民年金基金の加入者でないこと

加入の手続き

1. 年金設計と掛金の計算……加入を申し出る月の年齢（○歳○月）で、掛金額と将来受給する年金額（加算額を含む）が決まります。この料率は60歳に達し掛金を払い終えるまで原則として変わりません。まず加入の必須条件である1口目（終身年金A・B型のどちらか）と、フレキシブル設計の2口目以降（終身年金A・B型、確定年金I～V型）を組み合わせます。組み合わせには、①年金額（1口目も含む）の半分以上を終身型で、②掛金の合計が月額68,000円を超えない、の2つが条件となります。
2. 付加保険料納付の辞退……国民年金の付加保険料を納めている方は、司法書士国民年金基金に加入する前に市町村の窓口で付加保険料の辞退の届け出をしていただきます。
3. 加入申出書の提出……「加入申出書」に記入のうえ、資格証明書（本職）または従事者証明書（補助者等）を添えて、司法書士国民年金基金に提出していただきます。加入手続きが完了次第、加入員証をお送りします。
4. 口座自動引き落とし……掛金は、加入員が指定する金融機関や郵便局の口座から、毎月1日に自動引き落としされます。当該月の掛金は2カ月遅れの引き落としとなります。（例：4月分の掛金は6月1日に引き落としになります）

加入中の手続き

1. 氏名・住所変更……国民年金の変更の手続きを市町村の窓口で済ませたうえ、司法書士国民年金基金に届け出ていただきます。
2. 国民年金保険料の納付……国民年金保険料の未納が2年を超えて経過したものは時効となり、追納ができません。上乗せ部分の司法書士国民年金基金の掛金が支払われていても、土台部分の国民年金が時効となった期間相当分については、国民年金基金の掛金をお返しすることになります。
3. 司法書士国民年金基金掛金の支払い……お支払いがない期間分だけ将来の年金が減額されます。しかし司法書士国民年金基金も国民年金と同様に、2年以内の未納分まではさかのぼって追納でき、回復することができます。
4. 増減口……資金計画や老後の設計変更に合わせて、増減口ができます。お申し出時期の制約はありません。
5. 前納制度の利用……割引特典のある前納（4月分から1年分）は、毎年3月末までのお申し出でご利用いただけます。
6. 満60歳に達すると、司法書士国民年金基金の掛金の払い込みが終了します。

受給の手続き

- 年金請求……満65歳になったとき（Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ型は満60歳）、事務局より年金請求書をお送りしますので、司法書士国民年金基金あてに年金請求をしていただきます。ただし、国民年金の繰り上げ受給を始めたときは、速やかにお申し出ください。

特に注意していただきたい事項 ----- 国民年金に関連して

これまで国民年金保険料を納めていなかった方は、国民年金基金に加入する前に国民年金の手続きが必要です。しかし、中高年の方で国民年金保険料の未納が長かった場合は、これから手続きしても基礎年金の受給要件が満たせない場合があります。追納、被用者年金の加入期間、合算期間等を合わせて要件が満たせる場合と、満たせない場合があります。お心当たりの方は、必ず事前にご相談ください。

加入員の資格を喪失する場合→7ページの「重要なお知らせ」をごらんください。

★重要なお知らせ★「国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ」

国民年金基金(以下「基金」という。)に関する重要な事項のうち、「金融商品の販売等に関する法律」「個人情報の保護に関する法律」に基づき、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入の際には必ずお読みいただき、このお知らせを受領したこと、内容をご理解・ご了解いただいたことの確認の署名を、加入申出書にいただくこととしております。

基金の運営について

- 基金の具体的内容は、国民年金法、国民年金基金令等の法令及び当基金規約により定められており、加入員の代表である代議員による議決を経て運営しております。法令及び規約は当基金に備え付けており、随時閲覧いただけます。

加入員資格の喪失(脱退)について

- 基金にご加入後、以下のいずれかに該当するようになったときは加入員資格を喪失し、脱退となります。
 - ① 60歳になったとき…「加入員」から、受給の「待機者」又は「受給者」となります。※海外に居住し国民年金に任意加入されている場合を除く。
 - ② サラリーマンになった、法人事務所が適用された等、国民年金の第1号被保険者でなくなったとき
 - ③ 司法書士の業務に従事しなくなったとき
 - ④ 国民年金の保険料を免除されたとき(一部免除、学生納付特例、納付猶予を含む)
 - ⑤ 海外居住により国民年金の「任意加入者」となったとき
※海外に転居されたとき、国民年金基金の加入員資格を喪失しますが、引き続き国民年金の任意加入の手続きを行うとともに、引き続き基金に加入する場合は、従前の掛金で加入できる特例があります。
 - ⑥ 農業者年金の被保険者になったとき
 - ⑦ 加入員本人が死亡したとき
- ご死亡以外の事由で資格を喪失し脱退する場合、解約返戻金という制度はありませんので一時金として受け取ることはできませんが、将来掛金を納付した期間に応じて年金として支給されます。
- 上記の事由以外では、ご自身の都合で任意に脱退することはできません。
※③の場合は、3か月以内に申し出れば全国国民年金基金に継続できる特例があります。

掛金の引落について

- 毎月の掛金は、原則、翌々月1日にご指定の口座から引き落としさせていただきます。
- 掛金がお引き落としできなかった場合には、その翌月に2ヶ月分をまとめて引き落としさせていただきます。
- 2ヶ月連続でお引き落としできなかった場合には、掛金の払込票を郵送させていただきます。この場合には所定の延滞金が付加されますので、ご注意ください。なお、掛金を過去にさかのぼって納められるのは2年までとなります。

年金の支払方法について

- 年金のお支払いは、A・B・I・II型が65歳お誕生月の翌月分、III・IV・V型が60歳お誕生月の翌月分からとなります。ただし、国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給された場合には、その月分から当基金の年金の一部をお支払いします。この場合の年金額は繰上げ月数に応じて減額されます。
- 年金受給年齢になりましたら、登録されているご住所に基金から年金請求のご案内をお送りします。このご案内が必ずお手元に届くように、加入員(待機者を含む)の方はご氏名やご住所の変更があった際には、忘れずに基金までご連絡をお願いします。
- 年金は、年金額が12万円以上の場合、年6回(偶数月に前月及び前々月分として)に分けてお支払いいたします。年金額が12万円未満の場合には、年1回(決まった月に過去1年分として)のお支払いとなります。
- 基金に加入されると、国民年金の付加保険料を納める必要がなくなります。(基金が付加年金を代行しているため)

遺族一時金について

- 終身年金A型と確定年金I・II・III・IV・V型については保証期間があり、加入員(待機者・受給者を含む)の方が死亡した場合、以下のような遺族一時金があります。
 - ① 年金受給前に死亡した場合……ご加入時年齢、ご死亡時年齢及び死亡時までの掛金納付期間に応じた遺族一時金が支給されます。
 - ② 年金受給開始後の保証期間中にご死亡した場合……残りの保証期間の年金に相当する額の遺族一時金が支給されます。
- 終身年金B型には保証期間がありませんので、B型のみ加入し、年金受給前に加入員の方が死亡された場合、1万円の遺族一時金が支給されます。
- 加入期間が短い場合は、遺族一時金の額が払込み掛金額を下回ることがあります。
- 遺族一時金が支払われる遺族は、死亡時に生計を同じくしていた、次の1～6の順位に沿った何れか1名となっています。
 1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹
- ご加入後、第1回掛金のお払込みが完了した時から、遺族一時金の給付の責任を開始します。

年金及び一時金がお支払いできない場合について

- ご加入後の全ての期間について掛金が未納の場合又は基金の加入要件に該当しない場合、年金及び一時金のお支払いはありません。
- 偽りその他不正な手段により年金及び一時金を受けた場合には、基金がその額を徴収できることとされています。

国民年金本体の保険料を納付されなかった場合について

- ご加入後、国民年金の保険料が未納となった場合、その未納となった期間に基金の掛金を納付していたとしても、その期間中の基金掛金はそのまま加入員に還付され、その期間に相当する分の年金又は遺族一時金は支給されません。
- 還付された基金の掛金について既に所得税の社会保険料控除の適用を受けていた場合、その額について修正申告が必要となります。このような事態を招かないためにも、国民年金の保険料も忘れずに納付して下さるようお願い申し上げます。

基金が解散した場合の取り扱いについて

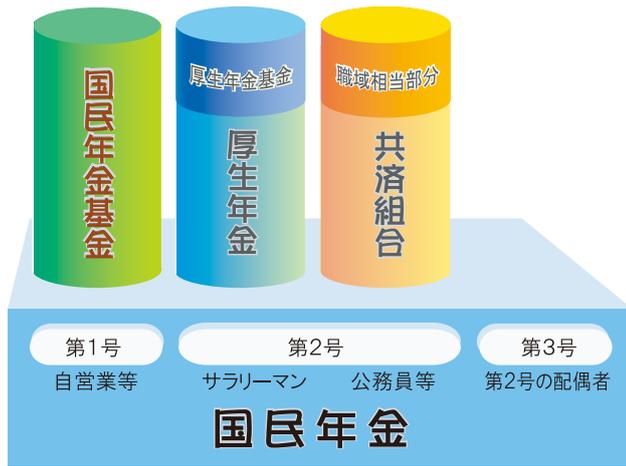
- 基金は公的な制度として、国民年金法に基づきその設立から運営について厚生労働省から指導、監督を受け、代議員会での議決を経て運営されています。また、基金の財政状況を毎年チェックし、健全な運営に努めています。基金の財政状況は決算書に記載されていますので、随時閲覧できます。仮に当基金が解散した場合は、国民年金法に基づき、基金の解散時点での残余財産額を加入員で分配することとなり、それまで支払われた掛金額を下回ることもあります。なお、分配される額を国民年金基金連合会へ移管して将来年金として受け取ることができるといった措置を講じております。

ご加入員の情報について

- 基金のご加入に伴いご提供いただいたお客様の情報につきましては、関係法令に基づく基金の適正な運営、お客様へのご連絡、年金等のお支払いその他お客様へのサービスの提供の目的以外には、利用することはありません。また、基金は、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の適正な管理、使用及び保護に努めます。
- 基金は、法令及び規約に基づき、ご加入の受付、給付又は掛金の徴収に関し必要があると認めるときは、お客様の国民年金の資格取得記録、資格喪失記録、納付記録、付加年金記録、住所異動年月日、老齢基礎年金の繰上方法及び受給開始年月日等について、関係機関に対して、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めます。
- 上記の他、お客様の情報につきましては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に定めがある場合を除き、お客様の同意なく第三者に提供することはありません。
- なお、当基金が保有するお客様ご自身の情報につきましては、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に基づく所定の手続きにより、開示及び訂正等を請求することができます。詳細は、当基金へお問い合わせ下さい。

※この「国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ」は、加入員証、国民年金基金加入申出書(本人控)とともに大切に保管してください。ご氏名、ご住所の変更があった際には、必ずご連絡をお願いします。

国民年金基金とその他の公的年金の仕組み



20歳以上60歳未満の国民は、それぞれ国民年金の第1号～第3号の被保険者に該当します。

国民年金基金は、サラリーマンの厚生年金、公務員等の共済組合と同じく、国民年金という共通の土台に上乘せされた公的な年金制度です。国民年金基金には「全国国民年金基金」と、同種の事業または業務に従事する人々によってそれぞれ全国に1個に限り厚生労働大臣の認可を受けて設立される「職能型国民年金基金」があります。

職能型国民年金基金は当基金と「歯科医師国民年金基金」「日本弁護士国民年金基金」の3基金があります。この他上乘せ部分には「確定拠出年金 (iDeCo)」もあります。

司法書士年金の5大メリット



1. 少子高齢社会に対応し、老後を万全のものにする自助努力・積立方式の公的な年金です。
2. 掛金は全額が社会保険料控除の対象、受給する年金は公的年金等控除が受けられます。
3. 老後の計画に合わせたフレキシブルな設計ができ、いつでも設計変更が可能です。
4. 万一の場合でも遺族一時金が支給される保証付きタイプも用意されています。
5. 補助者の方が離職された場合等でも、全国国民年金基金に継続できる特例があります。

※受給したい年金額や掛金額について、お気軽にご相談ください。直ちに「マイプラン」を試算して、ファックス等でお送りします。

年金 太郎 様
作成日 平成 31年 4月 3日

国民年金基金 マイプラン

ご加入予定日 平成 31年 4月 5日
生年月日 昭和 29年 4月 5日
年齢及び性別 36歳 0月 男性

《年金の種類》					
	年金の型	受取期間	保証期間	口数	掛金月額
終身年金	1口目 A型	65歳～終身	15年	—	12,870 円
	B型	65歳～終身	なし	—	
	A型	65歳～終身	15年	4	25,740 円
	B型	65歳～終身	なし		
※2口目以降 確定年金	I型	65歳～80歳	15年		
	II型	65歳～75歳	10年		
	III型	60歳～75歳	15年		
	IV型	60歳～70歳	10年		
	V型	60歳～65歳	5年		
※加入途中で増口。減口ができます 計					38,610 円

ご加入おすすめプラン 掛金月額 38,610 円

年金額 円 (15年保証期間付) 1型

年金額 円 (10年保証期間付) Ⅲ型

年金額 円 (15年保証期間付) Ⅳ型

年金額 円 (10年保証期間付) Ⅴ型

年金額 円 (5年保証期間付)

年金額 720,000 円 (15年保証期間付) A型 } 終身受取

掛金の払込は60歳までです。

ご加入 35歳 0月 掛金払込期間 25年 0月 同

60歳 65歳 70歳 75歳 80歳

720,000 円 720,000 円 720,000 円 720,000 円

税金はこうなります (課税所得金額 万円の方の例)

割額 円 税金 円

割額 円 税金 円

お支払年金総額……約 1,158 万円

例えば 歳 まで年金を受給されたときの受取り期間……約 万円

加入員または年金受取者に万一のことがあった場合、生計を同じくしていた遺族に遺族一時金が支払われます。 (遺族一時金)

●加入員中の死亡……例えば掛金を 年間納付の時、約 万円の遺族一時金が支払われます。

●待給中の死亡……例えば年金受給前 歳の時、約 万円の遺族一時金が支払われます。

●年金受取中の死亡……例えば年金を 年間受取の時、●それまでの受取額約 万円

●遺族一時金約 万円

国民年金について

国民年金保険料……月額 円

老齢基礎年金……年額 円